

博士研究員規程

平成28年4月1日
28（規程）第51号
最終改正 令和6年6月1日
令06（規程）第57号

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）の研究テーマについて研究に従事する者を、博士研究員として採用し、機構における先導的プロジェクト又は基礎・基盤研究の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において博士研究員とは、機構が研究テーマ及び期間を定めて採用し、雇用契約書に基づき研究に従事する者をいう。

（資格）

第3条 博士研究員として採用する者は、博士号取得者とし、原則として、新規採用時において、博士号学位取得後8年以内の者とする。

ただし、外国国籍の研究者を採用する場合にあっては、新規採用時において、我が国の医師、診療放射線技師又は医学物理士に準じると機構が認める外国の免許、資格取得後8年以内の者であって、博士号学位取得者と同等の能力を有すると認められる者も対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、博士号学位取得後又は前項に規定する免許、資格取得後（以下「学位等取得後」という。）に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に定める産前産後休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に定める育児休業（一日未満の単位のものを除く。）又は介護休業（一日未満の単位のものを除く。）を取得した場合は、産前産後休業、育児休業又は介護休業開始の日の属する月から産前産後休業、育児休業、又は介護休業終了の日の属する月までの月数を除いて、新規採用時において、学位等取得後8年以内の者も対象とする。

（採用）

第4条 博士研究員は、書類審査その他の方法で選考し、採用する。

（契約期間及び契約締結）

第5条 博士研究員の契約期間は、1会計年度以内とする。ただし、研究計画上必要が認められ、かつ、優れた研究業績を上げたと認められる者については、1年以内の期間を定めて契約期間を更新することができる。

2 前項ただし書を適用した場合における全体の契約期間（当初の契約期間と更新後の契約期間の合計）は、原則として3年を超えないものとする。

3 契約期間中に職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程（28（規程）第12号）に規定する産前産後休暇、任期制職員育児休業・介護休暇細則（29（細則）第10号）に規定する育児休業（育児部分休業を除く。）又は介護休暇（一日未満の単位のもの及び介護部分休業を除く。）を取得した場合は、第1項の規定にかかわらず、それらを取得した時点における契約期間に、産前産後休暇、育児休業又は介護休暇開始の日の属する月から産前産後休暇、育児休業又は介護休暇終了の日の属する月までの月数を加えた時点まで契約期間を延長することができる。

4 前項を適用した場合、全体の契約期間は、5年を超えない範囲で第2項に定める年数に、前項を適用して延長した期間を加えた期間を限度とする。

（勤務時間等）

第6条 博士研究員の勤務時間及び休憩時間は、任期制常勤職員就業規程（28（規程）第7号）による。

2 博士研究員は、裁量労働制を労働条件として募集を行うものとする。

（給与及び諸手当）

第7条 博士研究員の給与は年俸制とし、次表区分により機構が決定する。

年俸	適用条件
5,400,000 円	極めて優秀な実績・能力を有すると認められる又は期待される者
4,800,000 円	優秀な実績・能力を有すると認められる又は期待される者
4,440,000 円	標準的な実績・能力を有すると認められる又は期待される者

2 前項の給与のほか、任期制常勤職員給与規程（28（規程）第18号）に規定する住居手当、通勤手当、テレワーク手当、寒冷地手当、特殊勤務手当（放射線業務手当及び災害応急作業等手当に限る。）、深夜勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当を支給する。

3 その他、給与支給に係る手続きについては任期制常勤職員給与規程の定めるところによる。

(成果の報告)

第8条 博士研究員が配属された組織の長は、契約期間満了の日までに研究成果報告書を提出させなくてはならない。

(規程の準用)

第9条 博士研究員は、前各条に定めるもののほか、任期制常勤職員就業規程を準用し、機構が定める諸規程を遵守しなければならない。

2 博士研究員には、任期制常勤職員就業規程第27条及び第28条の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(機構の成立の日の前日に国立研究開発法人放射線医学総合研究所の博士研究員であったものから機構の成立の日に引き続き博士研究員となった者)

第2条 国立研究開発法人放射線医学総合研究所博士研究員規程(18規程第74号)(以下「旧研究所博士規程」という。)第3条第3項適用により雇用されている者は、第5条第2項の規定にかかわらず、現雇用契約期間に限り引き続き旧研究所博士規程第3条の定めにより雇用することとする。

第3条 国立研究開発法人放射線医学総合研究所(以下「旧研究所」という。)の博士研究員であったものから機構の成立の日に引き続き博士研究員となった者においては、本規程にかかわらず引き続き旧研究所博士規程第4条によるフレックスタイム制を適用することとする。

第4条 旧研究所の博士研究員であったものから機構の成立の日に引き続き博士研究員となった者においては、本規程にかかわらず平成28年9月30日までの期間に限り、引き続き旧研究所博士規程第5条の規定を適用することとする。ただし、第5条第1項に規定する月額額は1か月当たり393,400円とする。

附 則(平成31年4月1日 31(規程)第49号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行期日前に実施された公募により採用された博士研究員の年俸は、第7条の規定にかかわらず1年当たり5,400,000円とする。

附 則（令和2年4月1日 令02（規程）第2号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日 令03（規程）第51号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月1日 令06（規程）第57号）
この規程は、令和6年6月1日から施行する。